

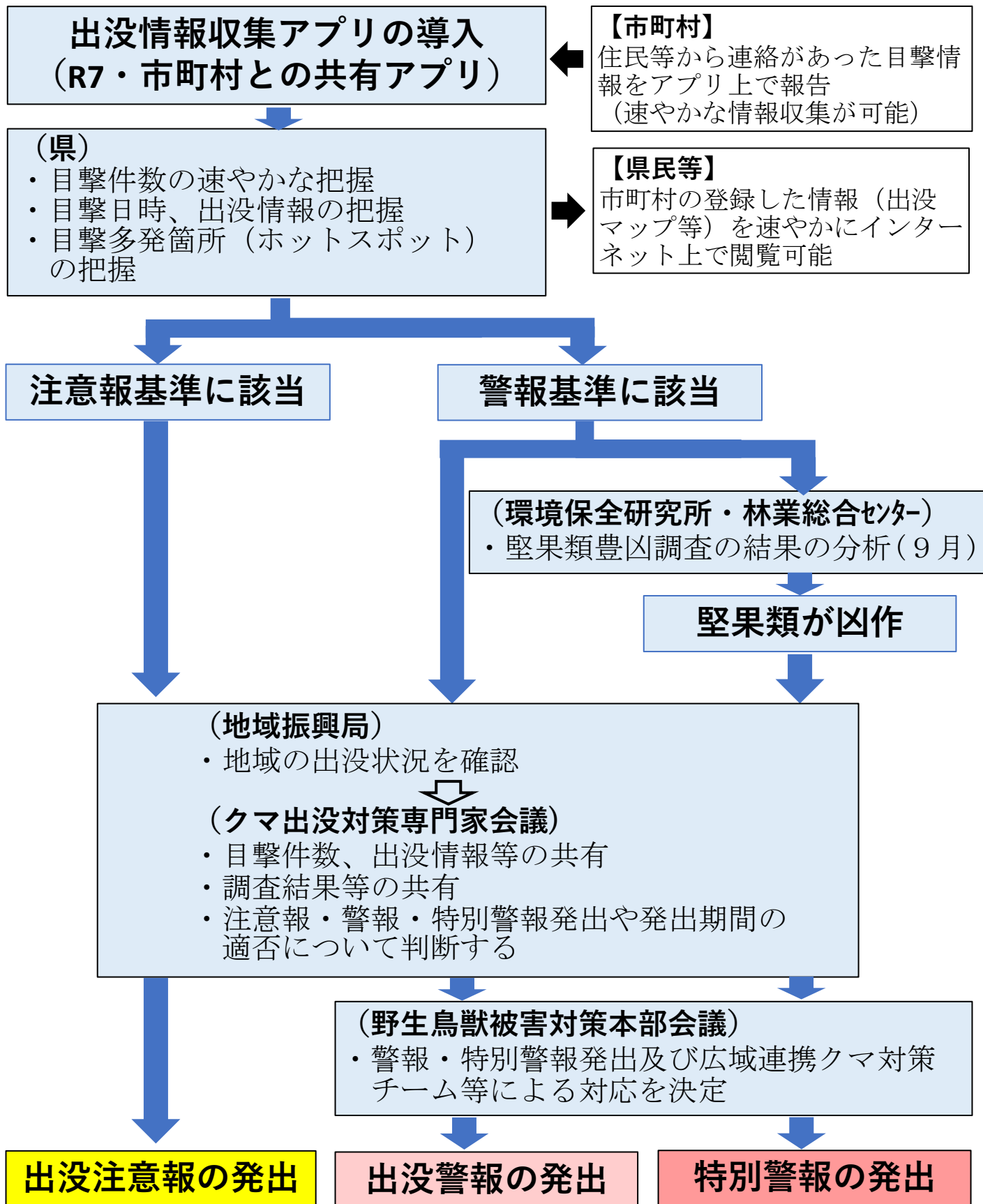
【現行基準】

【変更案】 → データに基づいた県民への注意喚起

【注意報】 (次のいずれかが該当した場合に発出) (人身被害の発生) ・ 里地での人身被害の発生 (里地への出没の増加・平常年との比較) ・ 里地での目撃件数が月単位で平常年の1.5倍以上 (里地への出没の増加・伸び率の平常年との比較) ・ 里地での目撃件数の週単位の伸び率(前週比)が、当該週の属する月単位の平常年の伸び率(前月比)の概ね1.5倍以上 (堅果類豊凶調査結果からの予測) ・ 前年又は前々年の堅果類の豊凶調査結果等から、子連れグマ又は親離れグマ等が多く出没することが予測される 【警 報】 (次のうち複数項目が該当した場合に発出) (人身被害の発生) ・ 里地での人身被害が<u>1 か月間に複数回</u>発生 (里地への出没の増加・平常年との比較) ・ 里地での目撃件数が月単位で平常年の2倍以上 (里地への出没の増加・伸び率の平常年との比較) ・ 里地での目撃件数の週単位の伸び率(前週比)が、当該週の属する月単位の平常年の伸び率(前月比)の概ね2倍以上 (堅果類豊凶調査結果からの予測) ・ 堅果類の豊凶調査結果等から凶作が予測(大量出没が予測)される ※上記を基準に、出没や被害状況を総合的に勘案し、専門家の知見を得て決定する。 ※上記基の基準のほか、専門家等が発出を必要と認めた場合も、他の専門家との協議の上発出を決定することができる。
--

【注意報】 (次のいずれかが該当した場合に発出) (人身被害の発生) (同左) (里地への出没の増加・平常年との比較) (同左) (里地への出没の増加・前週との比較) ・ 里地での目撃件数が増加傾向にあり、その件数が5件／週以上かつ前週の1.5倍以上 <削除> 【警 報】 (次のうち複数項目が該当した場合に発出) (人身被害の発生) ・ 里地での人身被害の発生 (里地への出没の増加・平常年との比較) (同左) (里地への出没の増加・前週との比較) ・ 里地での目撃件数が増加傾向にあり、その件数が7件／週以上かつ前週の2倍以上 (里地への出没の増加・実数で判断) ・ 里地での目撃件数が月単位で区域面積(100km²)当たり3件以上の目撃 <削除> 【特別警報】 (警報発出基準に加え以下が該当した場合に発出) ・ 堅果類の豊凶調査結果等から凶作が予測(大量出没が予測)される ※上記を基準に、出没や被害状況を総合的に勘案し、ツキノワグマ出没対策専門家会議の意見を基に決定する。

ツキノワグマ出没注意報・出没警報発出フロー



ツキノワグマ被害対策の対応

資料 2 - 3

平常時	注意報発出時	警報発出時	堅果類凶作時 (特別警報)
◆出沒情報の提供 ◆クマ対策員の派遣 ◆関係機関との緊急時の連絡体制の確認 ◆人身被害の恐れのある問題個体の捕獲 ◆ツキノワグマ出沒時対応マニュアル（R6.4改訂）により、錯誤捕獲時の判断の明確化 (危険性のある個体は市町村権限で緊急捕獲)	◆県民等へ注意喚起（入山時等の留意事項の発信など） ◆クマ対策員等専門家による出沒箇所の集中的な点検（集中点検） ◆市町村と連携して対策実施・効果的な防除対策を実施 ◆人身被害の恐れのある問題個体の速やかな捕獲（捕獲許可申請の原則即日許可） ◆錯誤捕獲を防ぐ取組の強化 (錯誤捕獲防止機能の無いわなの使用自粛を市町村や捕獲者に要請) (危険性のある個体は市町村権限で緊急捕獲)	◆県民等にクマへの厳重な警戒を促す ◆クマ対策員等専門家による出沒箇所の緊急的な点検（緊急点検） ◆広域連携クマ対策チームによる早期発見・早期対応 (地域振興局が主導し、市町村等と情報共有し、複数市町村で対策を実施) ・出沒痕跡等の早期発見と問題個体の速やかな捕獲活動の実施 ・地域住民への注意喚起 ・ヤブの刈払い等、防除対策を関係者間で連携して早期に実施 ◆人身被害の恐れがある問題個体の場合は、速やかな捕獲活動の実施（捕獲許可申請の原則即日許可） ◆捕獲活動の強化 (「ドラム缶檻」に加え、作業の安全性が確保された「箱わな」による捕獲が可能) ◆センサーカメラの集中設置によるクマの出沒経路等の特定や追い払い ◆広域連携クマ対策チームの監視活動を強化 (鳥獣保護監視員の活動の増) ◆錯誤捕獲を防ぐ取組の強化 (錯誤捕獲防止機能の無いわなの使用自粛について市町村や捕獲者へその要請を徹底) (危険性のある個体は市町村権限で緊急捕獲)	※警報発出中の対応に加えて ◆里地周辺で錯誤捕獲された個体は市町村権限で「緊急捕獲」が可能（錯誤捕獲防止機能付きを確認） ◆学習放獣の一時休止 ◆捕獲上限頭数の引上
センサーカメラによる監視体制の強化			